

4-13

公費負担による医療との関係

結核・精神障害・法定伝染病などのように、特に国の立場から予防と治療を行う必要のある病気および、身体障害・児童・戦傷病者・原爆被爆者など、特に保護を必要とする人たちのため、それぞれの目的に従って国や市区町村が医療費を負担することになっています。

(1) 医療費の公費負担が受けられるとき

- 国や自治体による公費負担医療には
 - ・戦傷病者への医療のような国家補償的なもの
 - ・法定伝染病や結核など社会防疫的なもの
 - ・生活保護による医療扶助、身体障害者の更生医療など社会福祉的なもの
 - ・企業活動による公害病の医療
 - ・小児がん、難病など治療・研究を目的とするもの

があります。それらと健康保険との関係は次のとおりです。

	種類	条件	公費負担の範囲
子供の医療	乳幼児医療	・この制度は国にはないが、地方自治体が独自に実施している。	・健康保険の患者負担分の補助が大部分
	生まれた子供が未熟児のとき (養育医療)	・出生体重 2,000 グラム以下の者 ・運動機能、呼吸機能、循環器機能、消化機能が弱く、あるいは異常があるため入院養育が必要な人	・健康保険の患者負担分 (扶養義務者の所得により一部負担あり)
	子供が難病にかかったとき (小児慢性特定疾患治療研究事業)	・主として 18 歳未満の児童が治療の対象 ・11 種類が指定疾患として確認されている(糖尿病、ぜんそく、内分泌疾患、膠原病、小児ガン等である)	・健康保険の患者負担分 (扶養義務者の所得により一部負担あり)
	身体に障害がある場合 (自立支援医療)	・18 歳未満で、手足が不自由であったり、目や耳に障害のある者で、手術や適切な治療を行えば確実な効果が期待できるとき	・健康保険の患者負担分 (扶養義務者の所得により一部負担あり)
	子供が結核にかかったら (療育医療)	・18 歳未満の児童が結核で入院するとき (結核の治療だけではなく、入院中の教育面や生活面についても給付が行われる。)	・健康保険の患者負担分 (扶養義務者の所得により一部負担あり)
障害者	身体障害者の更生援助 (自立支援医療)	・身体障害者手帳の交付を受けている人 (日常・社会生活活動および自立更生に機能上の障害を有する者)	・健康保険の患者負担分 (所得により一部負担あり)

4. 給付関係

	種類	条件	公費負担の範囲	
高齢者の医療	高齢者の福祉に対する医療	・地方自治体が福祉を目的に実施している (後期高齢者に該当しない65歳から69歳の人が対象) (年齢は、地方自治体によって異なる)		
結核・精神障害など	結核	・結核にかかったとき、同居者に感染する恐れがあるとき ・飲食業など伝染の恐れがある人が、結核で就業禁止や療養所への入所を命じられたとき	入院	・所得税150万円以下は自己負担なし ・所得税150万円を超える者は、20,000円までの負担あり
	精神障害	・自傷他害の恐れがあり、強制的に入院させるとき ・通院治療をするとき	通院	・健康保険の患者負担の25% (残りは健保組合負担と自己負担額の5%)
伝染病など	法定伝染病 指定伝染病	・コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、ペスト、日本脳炎等11種の法定伝染病 ・急性灰白髄炎、ラッサ熱、腸管出血性大腸菌感染症	・医療費の全額 (食費及び薬代が徴収される場合には、健保負担あり)	
公害医療	公害病	・慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫 ・イタイイタイ病、水俣病	・医療費の全額	
難病(特定)	難病(特定)医療費助成制度	・いわゆる難病で、厚生労働大臣が指定する病気にかかったとき ・306種が指定されており、ベーチェット病、潰瘍性大腸炎、特発性拡張型心筋症等が指定されている	・健康保険の患者負担分、ただし、重症難病患者以外は生計中心者の所得に応じて自己負担あり	
生活保護	医療扶助	・福祉事務所等の認定を受けて、生活保護法による医療扶助を受けている人	・健康保険の患者負担分	
戦傷病者	戦傷病者特別援護法 原爆被爆者に対する援護法	・戦争に参加した軍人軍属で、公務上傷病を負ったもの ・原爆が投下された際、被爆地及び隣接する地域で被爆した者、又は、その影響を受ける事情下にあつた人	・医療費・補装具の費用全額 ・医療費の全額、又は、健康保険の患者負担分	